

「所得税」の確定申告業務を行います

【受付期間】

令和7年2月17日(月)～3月12日(水)まで

【受付場所】

JA成田市の各支所窓口にて（期間中、当JAでは臨時の税務書類の作成等を行います。詳しくは各支所へご相談ください。）

※1月下旬頃に税務署から送付される「令和6年分確定申告のお知らせ」のハガキ（右図）を保管しておいて、通帳など必要書類と一緒に持参いただくようお願いします。（JAに出資されている方は令和6年4月に送付した出資金配当金通知書もお持ちください）



※昨年と同様に書類等をお預かりして、後日控えをご返却します。

確定申告時に医療費控除を受けられる方へ

確定申告に向けて、慌てることないように医療費領収書の整理に取り掛かるようお願いします。また、スムーズな確定申告臨時税務業務に向けて「医療費控除の明細書」の作成に伴い、下記のように医療費の領収書をまとめて頂きますようお願いします。

- ① **病院・薬局別**に分けて下さい。
- ② **個人ごと**に分けて下さい。
- ③ 1月から12月まで**日付順**に並べて下さい。
(令和6年以外の領収書が入り込まないように気を付けて下さい)
- ④ 領収書以外の部分は切り取るもしくは添付しないようにして下さい。(予約票、診療明細、処方せん等)
- ⑤ ドラッグストア等で購入したレシートについては、**控除対象物に丸印**などをつけて、分かるようにして下さい。
- ⑥ **綴りごとに計算して合計額**が分かるようにして下さい。



医療費控除を受けるための手続

確定申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。医療費の領収書について、確定申告書への添付又は確定申告書を提出する際の提示は必要ありませんが、明細書の記入内容を確認するため、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、税務署から医療費の領収書（医療費通知（※）に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合があります。

なお、医療保険者等から交付を受けた医療費通知（※）がある場合は、医療費通知を添付することによって明細書の記入を省略することができます。

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

※医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗りつぶした上で提出して下さい。